

論説

ルソーの定義に学べば



憲法をよめる

国家とは法人である。国民との間で、社会契約が結ばれている。そして戦争は国家と国家の間で生じる。つまり、戦争とは他国の社会契約を攻撃することだ。

ルソーは戦争をどう定義した。十八世紀に活躍した思想家で、「社会契約論」などで有名なフランソワ革命時の人権宣言に影響を与えた。「戦争状態は社会状態から生まれる」といって「(ルソー全集四巻)にこう記す。

ある主権者に戦争を挑むとはどういふことだろうか。それは国家の協約とその結果生じるあらゆる現象とを攻撃することだ。(中略)社会契約がただの一撃で断ち切られるようなことがあれば、たがまち戦争はもう起きなくなるに違いない。

社会契約を暴力で断ち切るのだから、憲法原理が変われば戦争は終わる。憲法学者の長谷部恭男早大教授は「ルソーの想定は、単なる空論ではない」と著書「憲法とは何か」に書いてくる。そして、東欧諸国が共和主義の憲法を捨て、議会制民主主義を採用した事例を挙げる。確かに「冷戦」といふ戦争は終結した。

自民党は憲法を全面改定する草案を掲げ、安倍晋三首相が「それをベースに」と改憲を呼び掛けている。本丸は国防軍の創設だといわれる。だが、日本国憲法は軍事力を持つようにはできていないので、丸案を交えれば、書き換えねばならない箇所がいくつも出てくる。例えば首相の職務には軍事の規定が入るであらう。

そもそも現行憲法とは思想が相いれない。立憲主義では憲法は「名宛て人」を国家にして、権力に憲法を順守させる。草案は国民に順守させる書きぶりだ。しかも「公益」や「公の秩序」の方を人権よりも上に位置付ける。権力ではなく、国民を縛ろうとするのは立憲主義の放棄であらう。

憲法改正の限界説も無視している。日本国憲法のマニフェスティョーを損なう改正は限界を超えて、不可能と考える学説である。人権や国民主権、平和主義は三天原則と呼ばれるから本来、手を付はられないはずだ。草案は世界でも先進的な平和的生存権もはらわす。国民に国防義務を負わせることと関連してこういふ。

自民党草案が仮にそのまま成立するならば憲法破壊となる。憲法典の転覆だから、法学的意味で「革命」と指摘する語もある。ルソーに学べば社会契約に対する戦争と同じ事態だともいえる。